

令和5年3月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ワ)第70021号 一般社団法人会計帳簿等閲覧謄写請求事件

口頭弁論終結日 令和5年3月17日

判 決

5 当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 10 1 本件訴えのうち、被告の令和4年度（令和5年3月18日から同月31日まで）に関する仕訳帳、総勘定元帳及び領収書類の閲覧及び謄写（写真撮影及び電磁的記録によって保存する方法を含む。）を請求する部分を却下する。
- 2 被告は、原告らに対し、東京都豊島区南大塚三丁目43番1号所在の被告の主たる事務所において、その業務時間内のいつにても、別紙2目録記載の書類を閲覧及び謄写（写真撮影及び電磁的記録によって保存する方法を含む。）させよ。
- 15 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを15分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20 被告は、原告らに対し、東京都豊島区南大塚三丁目43番1号所在の被告の主たる事務所において、その業務時間内のいつにても、別紙3目録記載の書類を閲覧及び謄写（写真撮影及び電磁的記録によって保存する方法を含む。）させよ。

第2 事案の概要

25 本件は、被告の社員である原告らが、被告に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）121条1項に基づき、被告の別紙3目録記載の会計帳簿又はこれに関連する資料（以下、会計帳簿又はこれに関連す

る資料を併せて「会計帳簿等」という。)の閲覧謄写を求める事案である。

- 1 前提事実(争いのない事実、顕著な事実、後掲の証拠〔書証は、特に断らない限り、枝番号のものを含む。以下同じ。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

5 (1) 当事者

ア 被告

(ア) 被告は、昭和34年12月1日に設立された一般社団法人であり、日本におけるアマチュア無線の健全なる発達を図ることをもって、内外の電波利用による科学技術の振興、災害の防止と被災者の支援及び国際相互理解の促進に寄与し、併せてアマチュア無線家相互の友好を増進することを目的としている(甲1、弁論の全趣旨)。

(イ) 被告の現在の代表理事は、高尾義則(以下、同人を「被告代表者」という。)である(弁論の全趣旨)。

(ウ) 令和4年8月7日時点で、被告の会員の数は、合計6万6106名であり、そのうち被告の社員を選出する選挙権を有する会員(正員)の数は、合計5万3061名である(甲3、弁論の全趣旨)。

(エ) 被告ではいわゆる代議員制が採用されており、被告の社員は、正員の中から正員による選挙によって選出され(甲1・18条2項)、被告の理事及び監事は、社員総会の決議により選任する(甲1・21条2項)。

(オ) 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とし、会長は被告の代表理事とする。会長、副会長及び専務理事は、理事の中から理事会の決議によって選定する(以上、甲1・22条)。

イ 原告ら

原告らは、被告の社員であり、合計で22個の議決権を有し、総社員の議決権の総数である137個の10分の1以上の議決権を有している(争いが

(2) 先行事件

ア 東京地方裁判所は、令和2年6月8日、債務者（被告）が、債権者ら（原告らの一部が含まれる。）に対し、債務者（被告）の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）に関する仕訳帳、総勘定元帳を閲覧
5 謄写させなければならない旨の仮処分決定をした（甲4。東京地方裁判所令和2年(㊄)第20054号 会計帳簿閲覧謄写仮処分命令申立事件）。

イ 東京地方裁判所は、令和3年5月31日、債務者（被告）が、債権者ら（原告らの一部が含まれる。）に対し、債務者（被告）の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）に関する仕訳帳、総勘定元帳を閲覧謄
10 写させなければならない旨の仮処分決定をした（甲10。東京地方裁判所令和3年(㊄)第20051号 会計帳簿閲覧謄写仮処分命令申立事件）。

(3) 被告による領収書の任意開示

原告らの一部（原告本林良太、原告安田晃央、原告坂井志郎、原告後藤直、原告田原廣、原告田中一吉、原告武市章和、原告大東治宜、原告屋田純喜、原告蛭子健策、原告河村博及び原告中嶋邦浩）のほか、訴外日下照朗、訴外村井
15 千鶴及び訴外平田淳一は、令和2年8月11日、被告に対して、領収書などの資料を謄写することを請求した。これに対し、被告は、同月24日、当該請求者らに対して領収書を任意に開示した（甲6、乙1、3、弁論の全趣旨）。

(4) 原告らによる領収書等の分析

原告らは、任意開示された領収書等を分析したところ、①「打合せ 会長他、計〇名」という名目の経費が「広報活動費」や「連絡会費」として150件以上、金額にして合計160万円以上計上され、これに対応する飲食店の領収書
20 が多数発見されたこと、②被告代表者名義で発行された被告宛の請求書が多数存在し、それに基づき被告から被告代表者に支払がされているが、明細等が付
25 されておらず、具体的な内容が不明であることなどを問題視している（弁論の全趣旨）。

(5) 原告らの一部が作成したブログ記事の内容

原告らの一部は、インターネット上において「JARL正常化プロジェクト」と題するブログ記事（以下「本件ブログ記事」という。）において、被告から開示された領収書等について分析を加えた結果を公表している。具体的には、東京都内のスナックが発行した2万1800円の令和元年10月1日付けの領収書の画像や、福岡県内のスナックが発行した4万円の同年12月22日付けの領収書の画像などが掲載されており、「飲食関係の領収書はあまりにも大量なので、一部をピックアップして、以下のとおり表にしました。これだけでも、240万円を超えているのです。」などと記載されている（以上、甲5、6、11、弁論の全趣旨）。

(6) 被告の第9回定時社員総会

令和2年9月5日開催の被告の第9回定時社員総会において、社員から、開示された領収書等に基づき、年間140回の打ち合わせがされており、誰と会っているかなどの質問があったところ、被告代表者は、被告の運営に必要なものであり、相手方についてはプライバシーに関係するので回答は控える旨を発言した（甲7、弁論の全趣旨）。

(7) 被告の正味財産期末残高等

被告の平成28年度から令和4年度までの当期一般正味財産増減額（予算）、当期一般正味財産増減額（実績）、正味財産期末残高（実績）は、それぞれ、別紙4一覧表の、各年度の「当期一般正味財産増減額（予算）」欄、「当期一般正味財産増減額（実績）」欄、「正味財産期末残高（実績）」欄に各記載のとおりである（ただし、令和4年度は、「当期一般正味財産増減額（予算）」のみの記載である。甲14～20）。

(8) 本件訴えの提起

原告らは、令和4年10月21日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

2. 争点

- (1) 将来給付の訴えの適法性（本案前の争点）
- (2) 本件請求の理由の具体性の有無（争点1）
- (3) 本件請求の理由と会計帳簿等との間の関連性、会計帳簿等の存否（争点2）
- (4) 法121条2項1号の拒絶事由の有無（争点3）
- (5) 法121条2項2号の拒絶事由の有無（争点4）

3 争点に対する当事者の主張

- (1) 本案前の争点（将来給付の訴えの適法性）

（原告らの主張）

被告の態度等から任意の履行が期待できないから、口頭弁論終結後に作成される会計帳簿等の閲覧謄写の請求について、民訴法135条所定の「あらかじめその請求をする必要」が認められる。

（被告の主張）

争う。

- (2) 争点1（本件請求の理由の具体性の有無）

（原告らの主張）

ア 会計帳簿等の閲覧・謄写を求める理由が明らかかどうかは、閲覧謄写請求書や訴状の記載から形式的に判断するのではなく、事実審の口頭弁論終結時までに一般社団法人が認識できたあらゆる事情を前提とし、請求を受けた一般社団法人が、閲覧又は謄写に応ずる義務があること及び閲覧謄写をさせるべき会計帳簿等の範囲を判断することができるか否かにより、判断すべきである。

イ 本件において、会計帳簿等の閲覧謄写を求める理由は、「当連盟の各年度における赤字決算の原因を調査するため。なお、当連盟は、ウェブサイトにおいて、各年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書を開示していますが、各勘定項目の総計が示されているだけであり、各勘定科目の詳細な内訳が開示されなければ、社員として、赤字決算が真にやむを得ないものか、それと

も執行部の責任問題に発展するのかを判断することができません。」とするものであり、これにより、被告は、閲覧謄写に応じる義務があること及び閲覧謄写をさせるべき会計帳簿等の範囲を十分に判断することができるから請求の理由の具体性は足りている。念のため敷衍すると、被告代表者の任期中である平成28年以降、被告の赤字決算は継続しており（前提事実(7)）、会計帳簿等を確認してその原因を明らかにする必要がある、また、被告執行部による不適切な支出が既に明らかになっているから（前提事実(4)）、被告代表者の任期中である平成28年以降の会計帳簿等を確認すれば、不適切な支出が判明する可能性が極めて高い。

(被告の主張)

否認し争う。

ア 請求の理由が具体的に記載されていると判断できるためには、少なくとも、①具体的かつ特定の事実関係が主張されていること、②当該事実関係を基礎として、特定の会計帳簿等を閲覧等する必要性が肯定できることを要すると解すべきである。

なお、原告らが、本訴訟内において、請求の理由を補正・補充することは、原告らが本訴訟を提起する際に、訴状記載の請求の理由は具体性を欠く不十分なものであり、法121条1項所定の請求の理由に当たらないと認識していたというべきであることや被告にとって応訴の負担が大きいことなどからすれば、信義則（民法第1条2項、民訴法2条及び同法157条1項の趣旨）に反し、又は権利の濫用（民法1条3項）に当たるため、許されないとすべきである。

イ 本件において、上記①について、原告らは「当連盟の各年度における赤字決算の原因を調査するため」、「社員として、赤字決算が真にやむを得ないものか、それとも執行部の責任問題に発展するのかを判断する」などと記載するのみで、具体的かつ特定の事実関係を主張していないことは明らかである。

次に、上記②について、原告らの示す事実関係を前提としても、i 赤字決算が増大していた時期ではなく、赤字決算が大幅に改善されている時期の会計帳簿を調査して現執行部の責任を追及しなければならない必要性や、ii 数千万円単位の赤字決算の原因を調査するために、既に開示を受けている資料以上に詳細な資料の開示を求める必要性（各勘定項目の細かな内訳やそれを裏付ける少額の領収証までも全て閲覧等し、それらを一つ一つ確認しなければならない必要性）を見出すことはできない。

(3) 争点2（本件請求の理由と会計帳簿等との間の関連性、会計帳簿等の存否）
（原告らの主張）

被告には、別紙3目録記載の会計帳簿等が存在しており、本件請求の理由に照らせば、これらは本件請求の理由との間に関連性がある。

（被告の主張）

別紙3目録記載1ないし6の各書類が存在することは認める。

別紙3目録記載7について、仕訳帳、総勘定元帳、領収書綴、旅費交通費領収書綴理事会・諸委員会及び三菱UFJ銀行総合振込データ控は令和5年2月28日分まで、それぞれ存在することは認め、それ以降のものは作成中であり、現時点では存在しない。

関連性は争う。前述のとおり、赤字決算が大幅に改善されている時期の会計帳簿を調査する必要性はなく、数千万円単位の赤字決算の原因を調査するために、既に開示を受けている資料以上に詳細な資料の開示を求める必要性はない。

(4) 争点3（法121条2項1号の拒絶事由の有無）

（被告の主張）

原告らは、被告の社員として、その権利の確保又は行使に関する調査を実施するためではなく、専ら、被告の現執行体制を打倒するためという政治的な理由により、閲覧謄写を求めるものであると考えることが自然である。

よって、法121条2項1号の拒絶事由が認められる。

(原告らの主張)

否認し争う。

原告らは、開示された会計帳簿等により、被告執行部の不適切な業務運営が判明した場合には、令和5年以降の社員総会において、その責任を追及するための議案（理事解任議案等）を提出する可能性がある。また、令和4年度の会計帳簿等については、同年度の決算の承認議案が令和5年6月の社員総会に提出され、原告らは、賛否の投票を行う。つまり、本件請求は、原告らが社員として保有する権利の確保又は行使に関する調査を目的とするものである。

よって、法121条2項1号の拒絶事由は存在しない。

(5) 争点4（法121条2項2号所定の拒絶事由の有無）

(被告の主張)

ア 弁護士である原告山内貴博が、被告が会計監査を依頼している愛光監査法人（以下「本件監査法人」という。）の代表者に連絡し、明確な証拠がないにもかかわらず、被告が不正会計を行っている旨を伝えたところ、被告は、本件監査法人の担当者から、被告の内部抗争に巻き込まれるおそれがあると判断したため次年度以降は契約延長できない旨の連絡を受けたが、これは被告の業務の遂行を妨げ、社員の共同の利益を害するものである。

イ 原告らの一部は、これまでにインターネット上で被告の会計帳簿等を公開した。その結果、インターネット上の掲示板に被告、被告代表者、被告代表者が利用した店舗等に対する誹謗中傷が書き込まれ、被告代表者の自宅住所が公開され、同所に怪文書が届くなどした。被告は我が国におけるアマチュア無線の健全なる発達を図ることを目的とする団体であり、被告の活動に無償で協力する個人・団体が多数いるが、上記の各迷惑行為により、被告の活動への協力を仰ぐことが困難になっている。被告代表者は、同人が利用した店舗に対し謝罪する等、迷惑行為に対応するという徒勞の活動を余儀なくさせられ、当該行為さえなければ実施できていた被告の本来の業務が妨害され

るといふ損害が生じた。そして、原告らは、今後もインターネット上に開示された被告の会計帳簿等を公開する姿勢を見せており、これは被告の業務の遂行を妨げ、社員の共同の利益を害するものである。

5 ウ 以上の事情に照らせば、被告の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する事実がある。

よって、法121条2項2号所定の拒絶事由が認められる。

(原告らの主張)

10 ア 被告の主張アは、原告山内貴博が本件監査法人に連絡をしたことは認める。

もつとも、その理由は、被告代表者や元専務理事が、社員総会等の場でたびたび決算については監査法人の承認を受けていると説明していたことから、本件監査法人が決算について適正意見を表明したかを確認するためである。そして、本件監査法人が被告との契約更新を拒絶した真の理由は、被告代表者による被告の業務運営の正当化に名前を使用されることを恐れたためとの疑念は払拭されていない。

15 イ 被告の主張イは、原告らの一部は、これまでにインターネット上で被告の会計帳簿等を公開したことは認めるが、原告らが被告の主張する書き込みや怪文書の送付をしたことはない。また、被告の指摘する事象は、被告代表者の不適切な支出や問題行動がなければ生じなかったことであり、原告らに責任転嫁することは相当ではない。

20 ウ 原告らが過去に開示を受けた会計帳簿等から判明した問題点を公表したことについては、その問題点が真実であれば、被告代表者が関与した不適切な支出が被告の不利益になっており、その是正を求めることは被告にとって利益になる。すなわち、被告執行部による不適切な支出が具体的に判明しており、これを追及することは、被告執行部による不適切な行為の被害者である被告及び社員(会員)の共同の利益に資するものでこそあれ、被告の業務の遂行を妨げるものでも、社員の共同の利益を害するものでもない。

25

よって、法121条2項2号の拒絶事由は存在しない。

第3 当裁判所の判断

1 本案前の争点（将来給付の訴えの適法性）

5 (1) 原告らは、令和5年6月に開催される予定の被告の定時社員総会に向けた準備に間に合うよう、同年3月末までに判決を言い渡すことを希望し、当裁判所は、被告の意見も聴取した上で、同月17日に本件口頭弁論を終結し、同月30日に判決を言い渡すこととした。その上で、原告らは、将来給付の訴えとして、本件口頭弁論終結日（令和5年3月17日）の後である被告の令和4年度（令和5年3月18日から同月31日まで）に関する仕訳帳、総勘定元帳及び
10 領収書類の閲覧謄写を請求している。

(2) 民訴法135条は、あらかじめ請求する必要があることを条件として将来の給付の訴えを許容しているが、同条は、およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権のすべてについて上記の要件のもとに将来の給付の訴えを認めたもの
15 ではなく、主として、いわゆる期限付請求権や条件付請求権のように、既に権利発生の基礎をなす事実上及び法律上の関係が存在し、ただ、これに基づく具体的な給付義務の成立が将来における一定の時期の到来や債権者において立証を必要としないか又は容易に立証しうる別の一定の事実の発生にかかっているにすぎず、将来具体的な給付義務が成立したときに改めて訴訟により上記
20 請求権成立のすべての要件の存在を立証することを必要としないと考えられるようなものについて、例外として将来の給付の訴えによる請求を可能ならしめたにすぎないものと解される（最高裁昭和51年（オ）第395号同56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁参照）。

(3) 本件において、将来給付の訴えに係る書類は、今後作成が予定されているに
25 すぎないから、当然、その詳細は不明であり、本件請求の理由との関連性や法121条2項所定の拒絶理由も判断することができず、また、同書類作成時において、会計帳簿等の閲覧謄写請求に必要な議決権を満たしているかも不明で

あり、既に権利発生の基礎をなす事実上及び法律上の関係が存在しているとはいえず、例外的に将来給付の訴えが可能となるとはいえない。

よって、本件訴えのうち、上記(1)の将来給付の訴えは不適法であり、却下を免れない。

5 2 争点1 (本件請求の理由の具体性の有無)

10 (1) 法121条1項は、同項所定の議決権を有する社員は、一般社団法人の業務時間内においては、いつでも、会計帳簿等の閲覧謄写の請求をすることができ、この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない旨を規定している。その趣旨は、社員において当該請求の理由を明らかにさせることにより、一般社団法人において、当該請求の拒絶事由が存しないかどうかについて判断し、閲覧謄写の目的との関連性から、閲覧謄写をさせるべき会計帳簿等の範囲を特定することができるようにするとともに、社員による探索的・証拠漁り的な閲覧等を防止し、社員の権利と一般社団法人の経営の保護とのバランスをとることにあると解されるから、会計帳簿等の閲覧謄写請求の「請求の理由」は、当該一般社団法人において閲覧謄写の目的及び閲覧謄写をさせるべき会計帳簿等の範囲を認識することができる程度に具体的に示す必要があると解される(最高裁平成15年(受)第1104号同16年7月1日第一小法廷判決・民集58巻5号1214頁参照)。

15
20 (2) 本件において、本件請求の理由は、赤字決算の原因を調査するためであり、具体的には、被告代表者の任期中である平成28年以降、被告の赤字決算は継続しており(前提事実(7))、会計帳簿等を確認してその原因を明らかにする必要がある、また、被告執行部による不適切と考えられる支出が既に明らかになっているところ(前提事実(4))、被告代表者の任期中である平成28年以降の会計帳簿等を確認することで、不適切な支出が判明する可能性が高いというものである。

25 上記のような本件請求の理由は、これまでに開示された領収書等の内容を踏

まえ、被告執行部による被告からの違法又は不当な支出の調査するためというものであり、被告において、閲覧謄写の目的及び閲覧謄写をさせるべき会計帳簿等の範囲を認識することができる程度に具体的なものであり、関連性のある会計帳簿等の閲覧謄写を請求する理由として、その具体性に欠けるところはないというべきである。

- 5
- (3) これに対し、被告は、原告らが、本訴訟において、請求の理由を補正・補充することは、被告にとって応訴の負担が大きいことなどからすれば、信義則に反し、又は権利の濫用に当たるため、許されないと主張する。

10

しかし、攻撃又は防御の方法は、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならないが（民訴法156条）、原告らが本訴訟において請求の理由を補充したのは、審理初期の令和4年12月9日付けの原告ら第1準備書面においてであり、これが時機に後れて提出された攻撃又は防御の方法であるとはいえないことは明らかであるし（民訴法157条）、同補充によって被告に多大な応訴の負担があったとは認められないから、同補充が、信義則に反することはなく、権利の濫用に当たることもない。

15

よって、被告の上記主張は採用することができない。

- (4) 以上によれば、本件請求の理由の具体性は認められる。

3 争点2（本件請求の理由と会計帳簿等との間の関連性、会計帳簿等の存否）

- 20
- (1) 法121条1項1号にいう「会計帳簿」とは、法120条1項にいう会計帳簿、すなわち、計算書類及びその附属明細書の作成の基礎となる帳簿（日記帳、仕訳帳（伝票を仕訳帳に代用しているときは伝票も含む。）、総勘定元帳及び各種の補助簿）をいい、法121条1項1号にいう「これに関する資料」とは、このような会計帳簿の記録材料となった資料、その他会計帳簿を実質的に補充する資料（伝票、受取証、契約書、信書等）を意味すると解するのが相当である。

- 25
- (2) 本件において、別紙2目録1～7記載の各書類は存在すると認められる（争

いがない。)。そして、同書類は、本件請求の理由に照らせば、本件請求の理由と関連性が認められる。他方、被告の令和4年度（令和5年3月1日から同月31日まで）に関する仕訳帳、総勘定元帳及び領収書類が存在すると認めるに足りる証拠はない。

5 (3) これに対し、被告は、領収書類は、会計帳簿等に当たらないと主張する。

この点に関し、被告において、領収書類は、振替伝票作成の資料となっていることが認められる（弁論の全趣旨）。そうすると、領収書類は、会計帳簿の記録材料となった資料、その他会計帳簿を実質的に補充する資料に当たるから、法121条1項1号にいう「これに関する資料」として閲覧謄写の対象となる。

10 なお、被告は、被告の上記主張のように閲覧謄写の対象を限定すべきであると主張するが、そのような限定を法121条1項は明文上、規定していないし、仮にそのような限定をすれば、社員が一般社団法人の経理状況について必要な情報を把握することができず、ひいては業務執行等を是正する権限を適切に行使用することができないおそれがあり、法121条1項の趣旨に照らし、相当とはいえない。現に、原告らは任意に開示された領収書の記載内容から、問題視する飲食代などの具体的な支出の特定が可能となっている（前提事実(3)(4)）。

よって、被告の上記主張は採用することができない。

20 (4) また、被告は、赤字決算が大幅に改善されている時期の会計帳簿を調査する必要性はなく、数千万円単位の赤字決算の原因を調査するために、既に開示を受けている資料以上に詳細な資料の開示を求める必要性はなく、関連性を欠く旨主張する。

しかし、既に述べたとおり、被告から任意に開示された領収書の記載内容等から、原告らが問題視する具体的な支出が判明しているから（前提事実(3)(4)）、原告らの主張する資料開示は必要であり、関連性は認められる。

25 よって、被告の上記主張は採用することができない。

(5) 原告ら及び被告は、その他にも種々主張するが、本件全証拠によっても、上

記判断を左右する事情を認めることはできない。

以上によれば、別紙2目録1～7記載の各書類は存在し、会計帳簿等に当たり、かつ、本件請求の理由と関連性が認められる。

5 なお、原告らの一部（原告本林良太、原告安田晃央、原告坂井志郎、原告後藤直、原告田原廣、原告田中一吉、原告武市章和、原告大東治宜、原告屋田純喜、原告蛭子健策、原告河村博及び原告中嶋邦浩）が、令和2年8月11日、被告に対して、領収書などの資料を謄写することを請求し、被告が同月24日、上記原告らに対して領収書を任意に開示したことが認められる（前提事実(3)）。
10 そうすると、被告は、上記原告らに対し、少なくとも一部の領収書を任意に提出しており、当該書類については、閲覧謄写請求に対する義務の履行を終えていると認められるから、その限度では、上記原告らの請求は理由がない（そこで、別紙2の末尾に記載のとおり、上記原告らの請求については、被告が上記原告らに既に任意に提出した書類は閲覧謄写の対象から除く。）。

4 争点3（法121条2項1号の拒絶事由の有無）

- 15 (1) 社員が複数の目的で会計帳簿等の閲覧謄写請求をした場合における法121条2項1号の拒絶事由該当性については、いずれが主たる目的であるかによって判断するのが相当である。
- (2) 被告は、原告らが専ら、被告の現執行体制を打倒するためという政治的な理由により、閲覧謄写を求めるものであると考えられることから、法121条2
20 項1号の拒絶事由が認められると主張する。

そこで検討すると、原告らは、開示された会計帳簿等により、被告執行部の不適切な業務運営が判明した場合には、令和5年以降の社員総会において、その責任を追及するための議案（理事解任議案等）を提出する可能性があり、また、令和4年度の会計帳簿等については、同年度の決算の承認議案が令和5年
25 6月の社員総会に提出され、原告らは、賛否の投票を行うことを検討している（弁論の全趣旨）。そうすると、原告らの本件請求の主たる目的は、正に原告ら

が社員として保有する権利の確保又は行使に関する調査を目的とするものであると解される。そして、会計帳簿等の閲覧謄写請求は、社員が役員の実任追及等をするために必要な調査を行う場合に重要な役割を果たすものとされており、上記の理事解任議案の提出などの責任追及が、結果的に被告の現執行体制を変更することにつながるとしても、それは会計帳簿等の閲覧謄写請求が上記役割を果たすものであり、不当なものではない。したがって、原告らが権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとはいえないから、法121条2項1号の拒絶事由は認められない。

よって、被告の主張は採用することができない。

5 争点4（法121条2項2号の拒絶事由の有無）

(1) 法121条2項2号の拒絶事由該当性については、必ずしも社員が加害の意図（主観的意図）を有していたことは必要でなく、客観的にみて一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する事実があれば、これを肯定することができるものと解される。そして、同号は、権利の濫用を禁止する一般法理から導かれる拒絶理由を明らかにしたものであり、業務の遂行を妨げるとは、専ら一般社団法人の業務を混乱させることを目的として不必要に多数の会計帳簿等の閲覧謄写を求めるような場合をいい、社員の共同の利益を害するとは、一般社団法人から不当な利益を得る手段として会計帳簿等の閲覧謄写を求めたり、殊更に一般社団法人に不利な情報を流布して一般社団法人の信用を失墜させたりするような場合をいう。

(2) 法121条2項2号の拒絶事由に関し、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告山内貴博が、令和3年春頃、被告が会計監査を依頼している本件監査法人の代表者に連絡をしたところ、被告は、本件監査法人の担当者から、被告の内部抗争に巻き込まれるおそれがあると判断したため来年以降は契約延長できない旨の連絡を受け、現に契約延長はされなかった（弁論の全趣旨、

乙15)。

イ 原告らの一部は、これまでにインターネット上で被告の会計帳簿等を公開した。インターネット上の掲示板に被告の関係各所に対する誹謗中傷が書き込まれ、被告代表者の自宅住所が公開され、同所に怪文書が届いた（前提事実5）、乙8～13、弁論の全趣旨）。

ウ 原告らは、これまでに開示された会計帳簿等によって把握した情報を本件ブログ記事で公開している主な理由について、いわゆる代議員制が採用されている被告において、被告執行部に関する情報を被告の社員に伝えるとともに、被告の理事は、被告の約6万人の会員による選挙を通じて社員総会において選出されるが、理事候補者に関する情報を、上記のとおり多数存在する会員に伝達することなどにあるとしている（弁論の全趣旨）。

(3) 被告は、①弁護士である原告山内貴博が本件監査法人と連絡をとったために被告と本件監査法人とは契約延長がされなかったこと、②原告らの一部が、これまでに本件ブログ記事で被告の会計帳簿等を公開し、その結果、インターネット上の掲示板に被告の関係各所に対する誹謗中傷が書き込まれるなどし、被告は、迷惑行為に対応せざるを得なかったことなどから、法121条2項2号の拒絶事由が認められる旨を主張する。

そこで検討すると、まず、上記①については、原告山内貴博の上記行動が契機となって被告と本件監査法人とは契約延長がされなかったからといって、法121条2項2号の拒絶事由とは関連性が乏しく、直ちには同号の拒絶事由は認められない。

次に、上記②については、確かに、原告らの一部が会計帳簿等を本件ブログ記事で公開したことが契機となって、インターネット上で被告代表者への批判等がされ、それに伴って被告に一定の負担が生じたことが推察される。しかし、前述のとおり、法121条2項2号は、権利の濫用を禁止する一般法理から導かれる拒絶理由を明らかにしたものであり、上記負担が生じたからといって、

直ちに権利の濫用に当たるものではない。そして、本件ブログ記事によって被告執行部を批判したことにより、結果的に被告に上記負担が生じたにとどまり、原告らが殊更に被告の業務を妨害したわけではない。また、原告らの一部が、上記のとおり公開した主な目的は、被告執行部に関する情報を被告の社員に伝えるとともに、理事候補者に関する情報を約6万人の被告の会員に伝達するためであると認められ、本件ブログ記事の内容（甲5、6、11）に照らしても、被告との関係で、不当な目的や態様で公開したことを的確に裏付ける証拠はない（なお、被告らは、インターネットの掲示板に被告代表者を中傷するなどの書き込みの存在（乙11、12）や被告代表者の自宅宛てに怪文書が届いたこと（乙13）を指摘するが、これらについて原告らが関与したと認めるに足りる証拠はない。）。したがって、専ら被告の業務を混乱させることを目的としているとはいえないし、上記2及び3（争点1及び争点2）の認定判断によれば、不必要に多数の会計帳簿等の閲覧謄写を求めるものとはいえないことも考慮すれば、被告の業務の遂行を妨げる目的で請求をしたとはいえない。

また、本件ブログ記事の内容、公開目的等に照らせば、被告から不当な利益を得る手段として会計帳簿等の閲覧謄写を求めるものではなく、殊更に被告に不利な情報を流布するものともいえない。そして、閲覧謄写された会計帳簿等によって、仮に違法又は不当な支出が明るみになって、被告代表への批判等がされる結果になるとしても、それを通じて被告の業務が適正化されるのであれば、かえって社員の共同の利益を図ることにつながるというべきである。したがって、被告の指摘を踏まえても、社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとはいえない。

以上によれば、原告らが被告の業務の遂行を妨げ、社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとはいえず、法121条2項2号の拒絶事由は認められない。

よって、被告の主張は採用することができない。

(4) その余の被告の主張も前提を欠くか、客観的な証拠による裏付けを欠くものであり、いずれも採用することができない（なお、被告は、法121条2項1号及び同項2号の拒絶事由以外にも、第三者に会計帳簿等を公開する蓋然性が高い人物が閲覧謄写請求をすることは信義則上、許されないと主張する。しかし、上記(3)で述べたところに照らせば、直ちに信義則に反するとはいえないし、また、法121条2項各号は、拒絶事由を制限列举したものと解されており、一般社団法人は、その定款において、同項各号所定の拒絶事由以外の拒絶事由を定めることはできないことに照らせば、被告の上記主張は、同項各号所定の拒絶事由以外の拒絶事由、すなわち法が許容しない拒絶事由を実質的に主張するものと解され、採用することができない。)

第4 結論

よって、主文のとおり判決する。なお、仮執行宣言は相当ではないからこれを付さないこととする。

東京地方裁判所民事第8部

裁判官

内林尚久

別紙1

当事者目録

原 告 板 橋 直 樹

5

原 告 増 田 浩

原 告 本 林 良 太

10

原 告 安 田 晃 央

原 告 坂 井 志 郎

原 告 岩 田 泰 典

15

原 告 後 藤 直

原 告 田 原 廣

20

原 告 井 村 厚

原 告 田 中 一 吉

原 告 武 市 章 和

25

原 告 大 東 治 宜

原 告 屋 田 純 喜

原 告 蛭 子 健 策

原 告 綱 島 俊 昭

原 告 古 城 朋 和

原 告 河 村 博

原 告 中 嶋 邦 浩

原 告 石 岡 洋 一

原 告 大 國 秀 夫

原 告 船 水 明

東京都千代田区丸の内2-7-2 J Pタワー長島・大野・常松法律事務所

原告兼上記原告ら代理人弁護士

山 内 貴 博

原告ら代理人弁護士 鶴 巻 暁

同 小 川 義 龍

同 林 知 一

東京都豊島区南大塚三丁目43番1号

被 告 一般社団法人日本アマチュア無線連盟

同代表者代表理事
同代理人弁護士
同復代理人弁護士
同
同
同

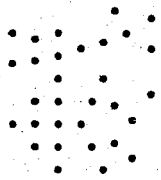
高
森
西
森
鈴
平

尾
田
尾
中
木
田

義
雅
公
裕
貴

則
也
伸
剛
二
文

以上



別紙 2

目録

- 1 被告の平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
に関する仕訳帳、総勘定元帳及び領収書類
- 5 2 被告の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
に関する仕訳帳、総勘定元帳及び領収書類
- 3 被告の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）
に関する仕訳帳、総勘定元帳及び領収書類
- 10 4 被告の平成31（令和元）年度（平成31年4月1日から令和2年3月31
日まで）に関する領収書類
- 5 被告の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）に関す
る領収書類
- 6 被告の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）に関す
る仕訳帳、総勘定元帳及び領収書類
- 15 7 被告の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年2月28日まで）に関す
る仕訳帳、総勘定元帳及び領収書類

なお、上記「領収書類」とは、被告が作成している「領収書綴」、「旅費交通費領収書綴 理事会・諸委員会」及び「三菱 UFJ 銀行総合振込データ控」と題する領収書類の綴りを指す（以下、同じ。）。

20 また、原告本林良太、原告安田晃央、原告坂井志郎、原告後藤直、原告田原廣、原告田中一吉、原告武市章和、原告大東治宜、原告屋田純喜、原告蛭子健策、原告河村博及び原告中嶋邦浩の請求については、上記1～7の各書類のうち、被告が当該原告らに対して既に任意に提出したものは除く。

以上

別紙3

目録

- 1 被告の平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
に関する仕訳帳、総勘定元帳及び領収書類
- 5 2 被告の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
に関する仕訳帳、総勘定元帳及び領収書類
- 3 被告の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）
に関する仕訳帳、総勘定元帳及び領収書類
- 4 被告の平成31（令和元）年度（平成31年4月1日から令和2年3月31
10 日まで）に関する領収書類
- 5 被告の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）に関す
る領収書類
- 6 被告の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）に関す
る仕訳帳、総勘定元帳及び領収書類
- 15 7 被告の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に関す
る仕訳帳、総勘定元帳及び領収書類

以上

別紙 4

一覧表

	当期一般正味財 産増減額 (予算) (円)	当期一般正味財 産増減額 (実績) (円)	正味財産 期末残高 (実績) (円)
平成28年度(甲14)	△79,688,500	△74,709,412	872,195,639
平成29年度(甲15)	△54,711,000	△89,744,775	782,450,864
平成30年度(甲16)	△39,362,000	△80,096,542	702,354,322
令和元年度(甲17)	△37,468,000	△54,307,468	648,046,854
令和2年度(甲18)	△59,885,590	△39,502,578	608,544,276
令和3年度(甲18)	△42,721,722	△8,123,949	600,420,327
令和4年度(甲20)	△23,539,000		

以上

これは正本である。

令和5年3月30日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 玉田 真悠子

